

令和 8 年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託
公募型プロポーザル企画提案審査実施要領

1 選定方法

(1) 第一次審査

参加資格審査で参加資格審査適格通知（以下「適格通知」という。）を受けた事業者（但し、通知受領後に失格要件に該当する者は除く。）を対象に委員が書類審査（企画提案書等）を行う。

(2) 第二次審査

適格通知を受けた事業者（但し、通知受領後に失格要件に該当する者は除く。）が対面により行うプレゼンテーション及びデモンストレーションにより委員が評価・採点する。

(3) 優先交渉権者等の選定

第一次審査及び第二次審査を行い、事業者ごとに委員の総合平均点（以下「総合評価点」という。）が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

2 第一次審査（配点 700 点）

以下の審査項目について、「和歌山県危機管理部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」の各委員が以下の書類審査を行う。

(1) 企画提案書審査（配点 450 点）

ア 審査対象

企画提案書

イ 審査方法

企画提案書を基に、別添 3 「令和 8 年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案評価基準」により委員が採点する。

(2) 価格審査（配点 250 点）

ア 審査対象

見積書

イ 審査方法

適切な積算に基づいており、不備がないことを確認し、以下の方法で採点する。

(ア) 価格は、見積額（システム構築及び運用保守の総額）を対象とする。

(イ) 価格の評価方式は以下の計算とする。

「価格点=250×（1－見積額／見積上限額）」

(3) 機能一覧表

機能一覧表の審査は、必須／任意欄で有効か失格かを判断する。

ア 必須

○又は△のみ審査適合とする。（×は失格。）

イ 任意

○又は△又は×のいずれかの記載をもって審査適合とする。

ウ △又は×の場合

△又は×の場合は、備考欄にその理由を記載すること。

3 第二次審査（配点 200 点）

適格通知を受けた事業者（但し、通知受領後に失格要件に該当する者は除く。）によるプレゼンテーション及びデモンストレーションについて、各委員が以下の項目を評価・採点する。

事業者は、下記の構成でプレゼンテーション及びデモンストレーションを行うものとする。

項目	配点
1 基本的な考え方	20 点
2 提案システムの概要と特徴	30 点
3 システム機能（入札参加者を識別又は推定できないのであれば、デモンストレーションで、他府県等に提供しているシステム等の画面を併用することも可。） ・ トップ画面（ダッシュボード） ・ 被害情報管理機能 ・ 体制状況管理（本部設置、職員配備） ・ 避難情報管理機能 ・ 避難所管理機能 ・ 地図機能 ・ チャット、掲示板 ・ 防災ポータルサイト 等	80 点
5 運用保守要件	30 点
6 追加提案	40 点

※ プレゼンテーションを投影するモニター（2 台）等は県が用意するが、企画提案書の電子データを格納したパソコン及びページ操作等は参加事業者が行う。

4 優先交渉権者決定に関する特記事項

（1）提案者が1 者の場合の取り扱い

委員の総合評価平均点が450 点（総配点の 50%）以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

（2）総合評価点が同点の場合の取り扱い

次のアからイの順に優先交渉権者及び時点交渉権者を選定する。

ア 当該提案者それぞれの第二次審査の評価点が異なる場合、第二次審査の評価点が高い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

イ 当該提案者それぞれの第二次審査の評価点が同じ場合、第一次審査における見積書の価格が低い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

ウ 第二次審査が同点であり、見積価格も同点の場合は、委員の合議により優先交渉権者を選定する。

5 提出先・問い合わせ先

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

担当部署：和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課情報班

電話 073-441-2264

E-mail e0902001@pref.wakayama.lg.jp